

所 属	教育委員会特別支援教育課	教育委員会 教職員課
担当(係)名	特別支援教育担当 内線 3552	小中・高校担当 内線 3526・3529

## 特別支援教育の充実

### 1 背景・目的

#### 学校教育法の改正（19年4月施行）

- ・盲学校、聾学校、養護学校を特別支援学校に変更
- ・特別支援学校では、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める（地域のセンター的機能を担う）
- ・小中学校等においては、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行う

法改正の趣旨をふまえ、県としても障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、小中学校・特別支援学校への職員等の配置を拡充する。

### 2 事業内容

障害のある児童生徒に対し、支援の必要度に応じて適切な教育の場と内容を保障

小学校・中学校	通常学級	通級による指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級に在籍し、概ね1～3時間専門教室において指導</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>LD、ADHD等</td> <td>開設数</td> <td>3教室</td> <td>6教室</td> </tr> <tr> <td>難聴、言語、情緒</td> <td>開設数</td> <td>50教室</td> <td>50教室</td> </tr> </table>	LD、ADHD等	開設数	3教室	6教室	難聴、言語、情緒	開設数	50教室	50教室
		LD、ADHD等	開設数	3教室	6教室						
	難聴、言語、情緒	開設数	50教室	50教室							
新 適応支援非常勤講師による指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害がある児童生徒が在籍する通常学級に対し配置し、チーム・ティーチングにより指導</li> </ul> <p style="text-align: right;">0人 38人</p>										
	特別支援学級 (特殊学級から名称変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度の障害の児童生徒を対象に自立と社会参加に向け、障害の状態等に応じた指導を実施</li> </ul>									
	特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状態や発達段階に応じて、自立と社会参加ができるよう一貫した専門的な教育を実施</li> </ul> <p>【19年度に充実する職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新 センター的機能充実のための教員のモデル的配置</li> </ul> <p style="text-align: right;">0人 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新 20年度開校予定の岐阜北部、西濃南部特別支援学校（仮称）の円滑な開校に向け、開設準備担当者を配置</li> </ul> <p style="text-align: right;">0人 3人</p>									

特別支援教育支援員の設置（19年度から市町村に地方財政措置）

- ・小中学校に在籍する様々な障害をもつ児童生徒に対する生活介助や学習支援を実施
- ・地方財政措置の内容 全国で21,000人相当 約250億円